

特別障害者手当のしおり

特別障害者手当とは

精神または身体に著しく重度の障害があり、日常生活において常時特別の介護を必要とする在宅の20歳以上の方に支給される手当です。

障害者手帳（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳）の有無は問いません。

1 対象となる方

支給対象の要件（すべて満たすこと）

- 重度の障害の状態にあり、日常生活において常時特別の介護が必要であること
- 在宅であること（詳しくは表1を参照）
- 20歳以上であること

支給対象外となる場合

- 施設に入所している（した）とき（詳しくは表1を参照）
- 病院、診療所または介護老人保健施設等への入院が継続して3か月を超えるとき
- 受給資格者、配偶者、扶養義務者（同居する父母等の民法に定める者）の前年の所得が一定の額を超えるとき（毎年度所得の審査があります。）

表1

区分	施設の種類（例）
資格喪失となる施設	障害者支援施設（生活介護に限る）、病院又は診療所（3か月以上・介護療養型医療施設や介護老人保健施設も含む）、障害者総合支援法に規定する療養介護を行う病院又は障害者支援施設、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設、独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関等の進行性筋萎縮症者の治療等を行う施設、国立保養所、生活保護法に規定する救護施設又は更生施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム
支給継続する施設の例	短期入所、宿泊型自立訓練施設、グループホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、小規模多機能型居宅介護事業所、婦人保護施設 など

2 認定基準について

次の（１）～（５）のいずれかに該当する方が対象です。

（１）表２の障害が２つ以上ある方

表２

- | |
|---|
| <p>① 次に掲げる視覚障害</p> <ul style="list-style-type: none">・ 視力の良い方の眼の視力が 0.03 以下のもの・ 視力の良い方の眼の視力が 0.04 かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの・ ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼の I / 4 視標による周辺視野角度の和がそれぞれ 80 度以下かつ I / 2 視標による両眼中心視野角度が 28 度以下のもの・ 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が 70 点以下かつ両眼中心視野視認点数が 20 点以下のもの <p>② 両耳の聴力レベルが 100 デシベル以上のもの</p> <p>③ 両上肢の機能に著しい障害を有するもの又は両上肢のすべての指を欠くもの若しくは両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの</p> <p>④ 両下肢の機能に著しい障害を有するもの又は両下肢を足関節以上で欠くもの</p> <p>⑤ 体幹の機能の障害により座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの</p> <p>⑥ 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活に用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの</p> <p>⑦ 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの</p> |
|---|

※下肢機能障害と体幹機能障害は、原則、重複認定できません（表 3 も同じ）

(2) 表2の障害が1つ、かつ、表3の障害が2つ以上ある方
(表2と表3の障害は別のものであること)

表3

- ① 次に掲げる視覚障害
 - ・視力の良い方の眼の視力が0.07以下のもの
 - ・視力の良い方の眼の視力が0.08以下かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの
 - ・ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のI/4視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつI/2視標による両眼視野角度が56度以下のもの
 - ・自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下のもの
- ② 両耳の聴カレベルが90デシベル以上のもの
- ③ 平衡機能に極めて著しい障害を有するもの
- ④ そしゃく機能を失ったもの
- ⑤ 音声又は言語機能を失ったもの
- ⑥ 両上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの又は両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの
- ⑦ 一上肢の機能に著しい障害を有するものまたは一上肢のすべての指を欠くもの若しくは一上肢のすべての指の機能を全廃したもの
- ⑧ 一下肢の機能を全廃したものまたは一下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの
- ⑨ 体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの
- ⑩ 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
- ⑪ 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの

※以下の組み合わせの場合には該当とはなりません。

○視力に関する障害 + 視力に関する障害 + 身体又は精神の障害

○視野に関する障害 + 視野に関する障害 + 身体又は精神の障害

→視力に関する障害 + 視野に関する障害 + 身体又は精神の障害 の場合には該当となる可能性があります。

(3) 表2の3～5の障害（肢体不自由）があり、日常生活動作評価表（医師の判定）により著しく重度である方（次の日常生活動作評価表の点数の合計が10点以上）

日常生活動作評価表

動作	0点	1点	2点
	ひとりでできる	ひとりでできてもうまくできない	ひとりでは全くできない
1. タオルを絞る (水が切れる程度)			
2. とじひもを結ぶ	(5秒以内)	(10秒以内)	(10秒以上)
3. かぶりシャツを着て脱ぐ	(30秒以内)	(1分以内)	(1分以上)
4. ワイシャツのボタンをとめる	(30秒以内)	(1分以内)	(1分以上)
5. 座る（正座・横座り・あぐら・脚投げ出しの姿勢を持続する）			
6. 立ち上がる			
7. 片足で立つ			
8. 階段の昇降			
合計	点		

※健側が全く正常の状態であれば、点数は2分の1としてカウントされます。

(4) 表4の8の障害（内部障害又はその他の障害）があり、かつ絶対安静の方（安静度表の1度に該当）

表4 ※障害児福祉手当における認定基準

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 両眼の視力がそれぞれ0.02以下のもの（屈折異常は矯正視力による）② 両耳の聴力が補聴器を用いても音声を識別することができない程度のもの③ 両上肢の機能に著しい障害を有するもの④ 両上肢のすべての指を欠くもの⑤ 両下肢の用を全く廃したもの⑥ 両大腿を2分の1以上失ったもの⑦ 体幹の機能に座っていることができない程度の障害を有するもの⑧ 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害または長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの⑨ 精神の障がいであって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの⑩ 身体に機能の障害若しくは病状又は精神の障がい重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの |
|---|

安静度表（日課時間表）

安静度		1	2	3	4	5
		絶対安静	終日横になっている	短時間離床してよいが主に横になっている	午前午後にそれぞれ安静時間をとる	午後安静時間をとる
午前	6:30	起床（室を明るくして片づけてもらう）	起床（同左）	起床（自分で身の回りを片付ける）	起床（同左）	起床（同左）
	7:00	洗面（ねたまま拭いてもらう）	洗面（同左）	洗面（洗面所でする）	洗面（同左）	洗面（同左）
	7:30	朝食	同左	同左	同左	同左
	8:00	絶対安静（何もしないで静かにねている）	静 <small>せい</small> 臥（読書30分以内、ラジオ・テレビ1時間以内）	静臥（読書1時間以内、ラジオ・テレビ可）	自由時間	自由時間
	9:00			静臥（読書、ラジオ・テレビ可）	自由時間	
	11:00			自由時間	自由時間	
午後	12:00	昼食	同左	同左	同左	同左
	12:30	絶対安静（何もしないで静かにねている）	静臥（ラジオ可）	自由時間	自由時間	自由時間
	1:00		絶対安静（何もしないで静かにねている）	絶対安静（同左）	絶対安静（同左）	絶対安静（同左）
	3:00		静臥（読書30分以内、ラジオ・テレビ1時間以内）	静臥（読書、ラジオ・テレビ可）	自由時間	自由時間
	5:00	夕食	同左	同左	同左	同左
	5:30	絶対安静（何もしないで静かにねている）	静臥（ラジオ・テレビ合せて1時間以内）	自由時間	自由時間	自由時間
	6:00			静臥（ラジオ・テレビ可）		
	8:00	就寝	就寝			
	8:30			就寝		
	9:00				就寝	就寝

(5) 表4の9の障害（精神障害）があり、日常生活能力判定表（医師の判定）により著しく重度である方（日常生活能力判定表の点数が14点以上）

日常生活能力判定表

動作及び行動の種類	0点	1点	2点
1 食事	ひとりでできる	介助があればできる	できない
2 用便（月経）の始末	ひとりでできる	介助があればできる	できない
3 衣服の着脱	ひとりでできる	介助があればできる	できない
4 簡単な買物	ひとりでできる	介助があればできる	できない
5 家族との会話	通じる	少しは通じる	通じない
6 家族以外との会話	通じる	少しは通じる	通じない
7 刃物・火の危険	わかる	少しはわかる	わからない
8 戸外での危険から身を守る（交通事故）	守ることができる	不十分ながら守ることができる	守ることができない
合計	点		

3 所得制限について

手当の申請者、その配偶者又は生計を同じくする扶養義務者の前年の所得額が、以下の限度額を超える場合は、その年の8月から翌年の7月分まで手当が支給されません。

なお、申請者（受給者）本人が、障害年金、遺族年金等の公的年金等を受給しているときは、当該受給額は所得に算入されます。

所得制限表（所得額＝収入－必要経費－所得控除額）

令和7年8月1日改正

扶養人数	本人	配偶者及び扶養義務者
0人	3,661,000円	6,287,000円
1人	4,041,000円	6,536,000円
2人	4,421,000円	6,749,000円
3人	4,801,000円	6,962,000円
4人	5,181,000円	7,175,000円
5人	5,561,000円	7,388,000円
	一人増すごとに 380,000円加算	一人増すごとに 213,000円加算

	項目	本人	配偶者 及び扶養義務者
控 除 額	医療費控除・小規模企業共済等掛金控除 雑損控除 その他（肉用牛売却による農業所得免除等）	控除相当額	
	社会保険料控除	控除相当額	80,000円
	配偶者特別控除	控除相当額（上限 330,000円）	
	障害者控除 ※	270,000円	
	特別障害者控除 ※	400,000円	
	寡婦控除	270,000円	
	ひとり親控除	350,000円	
	勤労学生控除	270,000円	
加 算 額	老人控除対象配偶者・老人扶養	100,000円	
	老人扶養（老人扶養親族－1人でカウント）		60,000円
	特定扶養	250,000円	

※ 受給資格者本人に係るものについては控除されません。

4 支給方法・手当額

月額 30,450円（令和8年4月現在）

手当は、原則、2月・5月・8月・11月に、それぞれ前月までの分が支給されます。
手当月額は、年度ごとに変更されることがあります。

5 申請に必要なもの

- ①認定請求書
- ②所得状況届
- ③認定診断書
- ④個人番号（マイナンバー）が分かるもの（本人及び配偶者、扶養義務者のもの）
- ⑤身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳（交付されている方のみ）
- ⑥公的年金を受給している場合は、年金の種類、受給額が分かる書類
- ⑦障害のある方本人名義の預金口座

※③の様式は福祉政策課障害者福祉係の窓口で受け取っていただくか、ホームページからダウンロードしてください。障害種別によって様式が異なりますので、詳しくは担当までお問い合わせください。

※上記のほかに、提出が必要となる書類が発生する場合があります。その際は、個別にご案内します。

※診断書の作成に係る費用は、申請者の負担となります。

申請先・お問い合わせ先

〒706-8510 岡山県玉野市宇野 1-27-1

玉野市役所 福祉政策課 障害者福祉係（市役所1階）

電話 0863-32-5556

F A X 0863-31-9179